

設計図書等に対する質問

工事記号 NB3  
 工事名 船橋市立小栗原小学校外壁剥落防止及び屋上防水改修工事

質問事項	回答
<p>1. 現場代理人の常駐について                      専任が必要な金額の工事ではなく、発注者との連絡体制が確保されている場合、元請けの現場代理人の常駐緩和措置について、協議させていただいてもよろしいでしょうか。</p> <p>2. 数量について                      いただいた参考数量書の数字に誤りがある場合には、修正してよろしいでしょうか。</p> <p>3. 内訳項目について                      いただいた参考数量書の中に記載のない作業がある場合は、項目を追加してもよろしいでしょうか。</p> <p>4. 資材価格高騰・供給遅延時の対応について                      契約締結後に国際情勢や経済状況の変動等の影響により、資材・原材料の供給不足や価格高騰、納期の遅延等が生じた場合、設計変更による請負代金額の変更（いわゆるスライド条項の適用）や、工期の延長について協議させていただくことは可能でしょうか。</p> <p>5. 請負代金額変更の協議対象期間について                      資材価格高騰等に伴う請負代金額の変更について協議させていただける場合、どの期間に生じた価格変動が協議対象となるかご教示ください。（例：公告後から入札まで、入札後から契約締結まで、契約締結後から竣工まで 等）</p> <p>6. 足場仕様について                      手すり先行工法による足場ですが次世代足場での施工でもよろしいでしょうか。</p>	<p>1.                      本工事について、現場代理人の他工事との兼務は認められませんが、常駐については工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、本市工事担当との連絡体制が確保されると認められた場合には、常駐を要しないこととすることができます。詳細は契約締結後に別途協議いたします。</p> <p>2.                      本工事の積算に使用した工事設計書の内訳項目及び数量は、参考数量のとおりです。なお、工事施工中の数量の多寡は別途協議とします。</p> <p>3.                      質問2の回答に準じます。</p> <p>4.                      可能です。</p> <p>5.                      工事請負契約書に基づき、工期の始期から工期末2か月前までとなります。詳細は、単品スライド条項運用基準、インフレスライド条項運用基準を参照してください。</p> <p>6.                      監督職員と協議によるものとします。</p>